

地方財政審議会付議（説明）案件

令和4年5月24日（火）

（案件名）

令和4年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）
- 第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 虫明 徹

（内23511）

令和4年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和4年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,576億円(2月～4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)
・前年度5月期比 +392億円(+33.1%)

4 譲与日

令和4年5月31日（火）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和3年度譲与実績	18,535億円
令和4年度地財計画	19,986億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 4 年 5 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 4 年 5 月 3 1 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和4年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	6,526,587
青森	1,546,489
岩手	1,512,199
宮城	2,875,653
秋田	1,198,609
山形	1,334,179
福島	2,289,973
茨城	3,581,467
栃木	2,414,885
群馬	2,422,336
埼玉	9,175,080
千葉県	7,850,572
東京都	17,548,259
神奈川県	11,539,276
新潟	2,749,828
富山	1,292,689
石川	1,414,751
福井	957,965
山梨	1,011,819
長野	2,558,375
岐阜	2,471,844
静岡県	4,538,595
愛知県	9,421,984
三重	2,211,401
滋賀	1,765,881
京都	3,220,546
大阪	11,040,036
兵庫県	6,826,880
奈良	1,654,531
和歌山	1,152,491
鳥取	691,316
島根	838,370
岡山	2,359,029
広島	3,497,387
山口	1,676,500
徳島	898,873
香川	1,187,044
愛媛	1,667,483
高知	863,855
福岡	6,414,909
佐賀	1,013,653
長崎	1,639,346
熊本	2,171,485
大分	1,403,915
宮崎	1,336,114
鹿児島	1,984,049
沖縄	1,833,176
合計	157,581,684